

# 告示第152号

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年 8月 17日

久万高原町長 河野 忠康 (webは公印省略)

### 1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の継続 期間	備考
集 R2-105	久万高原町東明神乙 775-1	96-006	山林	1.76	10年	
集 R2-106	久万高原町東明神乙 775-30	96-028	山林	1.93	10年	
集 R2-107	久万高原町菅生3番耕地 310-20	139-096	山林	0.68	10年	
集 R2-108	久万高原町菅生3番耕地 310-41	139-123	山林	0.54	10年	
集 R2-109	久万高原町菅生3番耕地 311-1	139-112	山林	1.64	10年	
集 R2-110	久万高原町菅生3番耕地 311-7	139-118	山林	0.09	10年	
集 R2-111	久万高原町菅生3番耕地 311-8	139-119	山林	0.04	10年	
集 R2-112	久万高原町菅生3番耕地 310-37	139-111	山林	0.31	10年	

2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。